

第8回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和7年3月26日（水）

午前11時00分～

場所：江東区議会（委員会室）

協議事項

- 1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について
(資料1)
- 2 政治倫理に関する検討会最終報告（案）について
(資料2)
- 3 その他

江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する区民意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和7年2月1日（土）～2月21日（金）
 (2) 周知方法 区議会だより・区報（7年2月1日号）、区議会ホームページ
 (3) 閲覧場所 区議会事務局、区議会ホームページ、こうとう情報ステーション

2 意見の提出者数等

提出者	項 目	提 出 方 法				
		持 参	郵 送	F A X	メール	LoGo フォーム
6 人	2 5 項目	0 人	0 人	0 人	1 人	5 人

【提出者の年代】 [10代] 1人 [40代] 2人 [50代] 1人 [60代] 1人 [不明] 1人

3 意見の概要と区議会の考え方

No	項目	意見の概要	区議会の考え方
1	第1条	「区民の信頼に応える」について、もっと本質的に大切な基本を書き込むべき。例えば、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し、市民に説明責任を果たさなければならないといったことを規定すべき。	第1条は本条例の目的について規定しており、議会及び議員は区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとしています。また、区民への説明責任については第3条第3項で規定しております。
2	第1条	議会及び議員に法令遵守を義務付けることを目的に挿入すべき。	第3条で議員は区民全体の奉仕者として、区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、法令、条例等を遵守して活動しなければならないと規定しております。
3	第2条	・区民に対する議員の説明方法を明記すべき（説明の公開の仕方）。 ・議会義務として議員に法令遵守と政治倫理向上に向け努めさせることを明記すべき。 ・区民の信頼に応える基準（議会と議員がすべきこと）を明記すべき。 ・議会の政治倫理を著しく毀損した議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第2条では区民への説明責任を、第3条では法令遵守を規定しています。また、第5条では議員が遵守すべき事項の政治倫理基準を列挙しています。なお、政治倫理違反の必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

4	第3条	・ 3 項の説明責任方法を明記すべき（例：委員会で証言等）。 ・ 議員が出資する企業団体の出資割合を議会及び区民への開示義務を明記すべき。 ・ 議員が役員に就く企業団体名称を議会及び区民へ開示する義務を明記すべき。	第3項に議員の責務として、説明責任を果たすことを規定しており、第11条では、委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。また、兼業報告等の対象は検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を、第8条では報告書の閲覧について規定しています。
5	第4条	・ 区民に法令遵守を求める文言を追記すべき。 ・ 2 項に区民による議会への説明方法を明記すべき（最低基準＝例：委員会で証言等）。	第4条は法令等のもとより、議員が政治倫理基準を遵守するためには区民の協力も不可欠であることから、議員に対して不正を行わせるような働き掛けをしないこと等を区民の役割として規定したものです。また、第11条第2項において、委員会の審査における関係人に対する事情聴取等の調査について規定しています。
6	第5条	・ 区民への信用失墜行為についても、政治倫理違反に加えるべき。 ・ 議場、委員会でのヤジ行為、品位の欠ける言動も政治倫理違反の対象とすべき。	第1号に議員は区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為、又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないことを規定しています。また、江東区議会会議規則において、議事の妨害となる言動は禁止されており、会議中の規律に関する問題は議長か委員長の秩序保持権に基づき定めることになります。
7	第5条	議員の地位の影響力を利用したハラスメント行為は断じて許されるものではなく、パワハラ、セクハラも含めて明確に禁止すべき。江東区議会は、区民、区職員の人格を尊重することにより、あらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、条例を制定すべき。	第5号に議員は権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせや圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことと規定しています。ここで規定しているハラスメント行為は、パワハラやセクハラなども含め、全てのハラスメント行為に及ぶものになります。

8	第5条	・法令遵守を明記すべき。 ・説明責任方法の最低基準（例：議会等での証言）を明記すべき。 ・1項(5)の「人権侵害のおそれのある」を削除すべき（ハラスメントそのものが人権侵害）。 ・1項(6)に議会質問・記者会見を追記すべき。 ・2項を「事実があるとの訴えが議会に陳情、又は請願で提出された時」へ変更すべき。	第5条は本条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を政治倫理基準として列挙したものです。また、第11条では委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。なお、条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりといたします。
9	第5条	以下のことを追加すべき。 (2)契約に関わる項目に、議員が関わる団体や親族への指定を禁止することを加える。 (4)公職選挙法違反の行為の禁止を「権限や地位の…」の項目に記す。 (5)セクハラ、パワハラについても具体的行為として記す。	第2号は議員の権限を利用して契約等の有利又は不利な取り計らいをしないことを規定するものであり、契約等の禁止を義務付けることは法律上できません。また、第3条では法令遵守することを規定しています。第5号のセクハラ等については、No.7の考え方と同じです。
10	第5条	SNS上で特定の個人に対してではなく、不特定の集団（例えば、在日外国人や性的マイノリティ）に対する差別的な言動を行うことは、5条1項5号又は6号に反すると理解してよいか。	第6号では議員はSNSによる差別的な言動なども含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。
11	第5条	区政報告会において、一般参加者が差別的な言動をした場合に、主催者である議員がそれを制止しないことは5条1項6号の「第三者をして同様の行為をさせないこと」という基準に反すると理解してよいか。	第6号では他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為を議員本人だけでなく、第三者にも議員が誘導して同様の行為をさせないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。

12	第5条	第6号について、公費で作成する広報紙等の媒体においても議員による過度な個人のアピールはしないよう追記すべき。	第6号では議員が作成する広報紙等も含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりいたします。
13	第6条	・本条を（請負の制限と兼業報告）とすべき。 ・2項兼業及び請負の制限と兼業報告義務の適用は条例施行から遡って適用とすべき。	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しています。また、報告義務の適用に当たっては、条例施行日時点における議員の状況により判断いたします。
14	第6条	6条1項1号の読み方は、「請負をする主として」（請負を行う者として）収益事業を営むものを指すということによいか。「主として収益事業を営む」（専ら収益事業を営む）とも読めるので、明確にすべき。	読み方としては後者になります。区に対して請負があり、主として収益事業を営んでいる議員や、当該議員が役員等の職に就いている法人などが兼業報告の対象とすることを規定しています。
15	第6条	請負等の報告義務について、以下の(1)～(4)の法人も対象に加えるべき。 (1) 議員の配偶者が当該会社の代表取締役である場合 (2) 議員が当該会社の100%株主である場合 (3) 議員が当該会社の親会社の役員である場合 (4) 議員が当該会社の下請業者又は再委託業者の役員である場合	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しているため、原案のとおりいたします。
16	第6条	6条及び7条の報告義務を長期にわたり怠った場合は、当該議員に対し、何らかの罰則を適用することを検討すべき。	兼業及び請負の報告は、議員から議長に行うものであり、本条例で議員に課せられた義務となります。新たに罰則を設けることは考えておりませんが、当該議員が故意に報告義務を怠るといった行為は、条例違反となりますので、必要な措置が講じられることが想定されます。

17	第9条	「区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって」という要件が厳しすぎる。区民1人からの請求でも認めるべき。	調査請求の人数については、他自治体の状況や本区の人口等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。人数に一定の条件を設けたのは、請求の濫用を防ぐためです。
18	第9条	請求人数1,000人以上というのは要件が厳しすぎる。区民一人の訴えでも真摯に対応すべきである。	同上の考え方となります。
19	第9条	・調査請求基準を有権者100人以上とすべき。 ・議員の10分の1とすべき。 ・5項の調査請求をできる期間は区議会議員の任期中とすべき。	調査請求の人数については同上の考え方になります。また、第5項の調査請求の期限に当たっては、検討会での議論を重ねて決定したものであり、原案のとおりといたします。
20	第10条	・第三者を加えた政治倫理審査特別委員会の設置へと変更すべき。	政治倫理審査特別委員会の設置については、地方自治法における附属機関の設置に対する解釈等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。なお、第11条第6項に参考人に出席を求めることができると規定しています。
21	第11条	・調査及び審査の開始期限を明示すべき（例：設置から30日以内）。 ・2項の関係人を「区民を含む関係人」とすべき。 ・3項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・4項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・5項報告期限を180日以内へ変更すべき。	委員会の審査に当たっては、他自治体の状況等も踏まえて、審査を委員会に付託した日から60日以内に審査結果を報告するように努めると規定しています。なお、同条の関係人は区民も含まれます。
22	第12条	・議会に対する区民の信頼回復方法を明記すべき。議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第12条は議会の措置として、議員が政治倫理基準に違反したと認められる場合は、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要な措置を講じることを規定しています。なお、必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

23	第12条	政治倫理違反の区議会議員は辞職勧告に強制力を持たせるべき。	議会の必要な措置として、当該議員に対し辞職勧告を決議することはありえますが、辞職勧告に法的拘束力を持たせることはできません。
24	その他	議員を対象とした政治倫理に関する研修会を毎年開催すべき。	本区議会では、議員個人の倫理意識の向上や条例への理解を深めるため、令和5年度、6年度に政治倫理に関する研修会を実施しています。今後も必要に応じて開催してまいります。
25	その他	江東区の政治を巡る一連の不祥事で、江東区民の区政、区議会議員、区選出の議員（都議、国会議員含む）への不信感は強まっている。江東区を巡る政治不信の一掃を目指して、実効性のある政治腐敗防止条例にすべきである。 「職員が議員に対応する際は複数人で行動することや記録を残す」といった規範を策定し、徹底していくことも必要である。	江東区では令和5年5月に、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」を定めており、議員も含めた一定の公職にある者等からの不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図っております。なお、職員が一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当すると思料される要求等を受けたときは、記録票を作成し、区長・副区長へ報告するなど、適切な対応を図ることになります。

(案)

政治倫理に関する検討会
最終報告書

政治倫理に関する検討会最終報告

1 はじめに

「政治倫理に関する検討会」（以下「検討会」という。）は、令和4年度の「汚職防止対策等検討会」において、政治倫理の明文化や議員の倫理意識の向上への取組について、更に協議が必要であるとの結論に至ったことを踏まえ、令和5年6月20日に設置された。

検討会は、議長を会長、副議長を副会長とし、各会派幹事長及び無所属議員の8名で構成され、2名の外部有識者の意見を聴取しながら、これまで令和5年度は7回、令和6年度は8回、合計15回にわたり検討を進めてきた。

本報告は、検討会における検討結果について、最終報告するものである。

2 検討結果について

検討会では、政治倫理の明文化の取組として、新たに政治倫理条例の制定を目指すとともに、議員の倫理意識の向上の取組として、全議員を対象とした政治倫理に関する研修会を実施することとした。

政治倫理条例の検討に当たっては、幅広い観点から適切かつ効率的に議論が進めることができるよう、他自治体の条例等を比較・研究し、協議を重ねた。

協議の過程において、条例に盛り込むべき事項に意見の相違が見られた項目もあったが、条例の早期制定を念頭に置いて条例案の原案を作成し、外部有識者及び区民からの意見聴取も踏まえ、江東区議会議員政治倫理条例（案）及び江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）を取りまとめた。

また、全議員を対象とした議員研修会を2回開催し、議員が守るべき政治倫理や議員のコンプライアンス等について理解を深める取組を実施した。

3 まとめ

本検討会では、議員の政治倫理に資する取組について、鋭意議論を重ねてきた。

特に、政治倫理条例は、議員の政治倫理の向上が一層高まるとともに、議会が区民から信頼される基盤となり、公正で民主的な区政の発展に寄与するものであるため、集中的に議論を進め、ここに条例（案）を取りまとめることができた。

今後も社会状況の変化や法改正などを注視しつつ、条例内容の精査を行うことが重要であり、議員研修等の継続的な実施も必要であることから、引き続き江東区議会として政治倫理に資する取組を進めていくこととする。

添付資料

- (1) 会員名簿
- (2) 政治倫理に関する検討会等の実施状況
- (3) 江東区議会議員政治倫理条例（案）
- (4) 江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）
- (5) 江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する外部有識者からの意見
- (6) 区民意見募集結果

政治倫理に関する検討会 会員名簿

会 長	議 長	山 本 香代子
副会長	副議長	小 嶋 和 芳
会 員	自参無	川 北 直 人
	公 明	石 川 邦 夫
	新時代	徳 永 雅 博
	共 生	二 瓶 文 隆
	共 産	赤羽目 たみお
	立憲市民	まにわ 尚 之

【検討会に在籍していた会員】

令和5年6月20日～令和6年3月31日 大嵩崎かおり（共産）、古賀じょうじ（維新）
 同 上 ～令和6年2月21日 吉田要（新時代）
 同 上 ～令和5年12月3日 さんのへあや（無所属）

（外部有識者）

弁 護 士	増 田 亨
公認会計士	中 山 由 紀

政治倫理に関する検討会等の実施状況

【令和5年度】

回	開 会 日	議 題
第1回	令和5年6月20日	1 検討会の設置について 2 外部有識者について 3 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 4 議員研修について 5 その他
第2回	令和5年7月13日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第3回	令和5年8月25日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 議員研修について 3 その他
議員研修	令和5年9月11日	「議員が守るべき政治倫理とは」 講師：株式会社廣瀬行政研究所 廣瀬 和彦 氏
第4回	令和5年9月26日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第5回	令和5年10月27日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第6回	令和5年11月28日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第7回	令和6年3月15日	1 政治倫理に関する検討会の中間報告について 2 その他

政治倫理に関する検討会等の実施状況

【令和6年度】

回	開 会 日	議 題
第1回	令和6年7月11日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 議員研修について 3 その他
議員研修	令和6年9月3日	「議員が守るべき政治倫理・議員のコンプライアンス」 講師：弁護士 太田 雅幸 氏
第2回	令和6年9月4日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第3回	令和6年9月24日	1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について 2 その他
第4回	令和6年10月31日	1 江東区議会議員政治倫理条例（案）について 2 その他
第5回	令和6年11月25日	1 江東区議会議員政治倫理条例（案）について 2 その他
第6回	令和6年12月20日	1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見募集について 2 その他
第7回	令和7年3月12日	1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見募集結果について 2 その他
第8回	令和7年3月26日	1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について 2 政治倫理に関する検討会の最終報告（案）について 3 その他

江東区議会議員政治倫理条例（案）

令和 年 月 日

条例第〇〇号

（目的）

第1条 この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやすくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理基準を定める等、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、議員活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。

（議員の責務）

第3条 議員は、区民全体の奉仕者として区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）、法令、条例等を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽^{けんさん}を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を保持し、区民全体の奉仕者として名誉及び品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（区民の役割）

第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛ける等、政治倫理基準に違反するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民全体の奉仕者たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、当該議員の活動及び政治姿勢について説明を求めることができる。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与えるものであって、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。
 - (2) 区が行う委託、請負その他の契約又は指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行使し、特定の個人、企業その他の団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (3) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位の影響力を利用することにより、公正な職務の執行を妨げ、又は職権を不正に行使する働き掛けをしないこと。
 - (4) その権限又は地位の影響力を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品の授受等をしないこと。
 - (5) その権限又は地位の影響力を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
 - (6) 报告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をする等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民及び議会に対して説明責任を果たさなければならない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自ら事業を営んでいる者又は当該議員が役員、顧問その他これらに準ずる職（以下「役員等」という。）に就いている法人等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 区に対し請負をする主として収益事業を営むもの

- (2) 区の許認可が必要な事業を営むもの
 - (3) 区から補助金等を受け、又は受けようとするもの
 - (4) 区の指定管理者の指定を受けるもの
- 2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。

(請負の報告義務)

第7条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度（当該議員が議員である期間に限る。）における区に対する請負がある場合は、別に定める請負状況等報告書を速やかに議長に提出しなければならない。

- 2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、別に定める請負状況等訂正届を速やかに議長に提出しなければならない。

(報告書等の閲覧)

第8条 議長は、前2条の規定により提出された兼業報告書、請負状況等報告書及び請負状況等訂正届を、当該報告書等を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。

(調査請求)

第9条 議員に政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、それぞれの代表者（以下「請求代表者」という。）から議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、別に定める調査請求書に当該行為に係る資料を添えて、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に調査請求をするものとする。この場合において、次項及び第4項、次条並びに第13条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

- 3 議長は、第1項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に

対し、その補正を命ずることができる。

- 4 議長は、調査請求の内容が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときも同様とする。

- 5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(政治倫理審査特別委員会の設置等)

第10条 議長は、前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、江東区議会委員会条例（昭和31年9月江東区条例第7号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。

- 2 委員会の委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定にかかわらず、11人とする。

(委員会の審査)

第11条 委員会は、審査事案の審査（以下単に「審査」という。）を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。

- 2 委員会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等の必要な調査をすることができる。
- 3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 4 委員会は、審査に際し、対象議員の求めがあったときは、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、審査を委員会に付託した日から60日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。
- 6 委員会は、審査に当たっては、委員会条例第27条の2に規定する参考人

として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。

(議会の措置)

第12条 議会は、前条第5項に規定する委員会からの報告を受けた事項を尊重し、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議会は、委員会から対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、当該対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(結果の通知及び公表)

第13条 議長は、審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）

令和 年 月 日
区議会訓令甲第○号
区議会事務局

（趣旨）

第1条 この規程は、江東区議会議員政治倫理条例（令和6年●月江東区条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（兼業の報告）

第2条 条例第6条第1項の兼業報告書は、兼業報告書（別記第1号様式）によるものとする。

（請負の報告）

第3条 条例第7条第1項の請負状況等報告書は、請負状況等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

2 条例第7条第2項の請負状況等訂正届は、請負状況等訂正届（別記第3号様式）によるものとする。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（報告書等の閲覧）

第4条 条例第8条の規定により兼業報告書、請負状況等報告書又は請負状況等訂正届（以下これらを「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（別記第4号様式）を議長に提出するものとする。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書等は、前項の場所以外に持ち出してはならない。

4 閲覧した者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。

5 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(調査請求書等)

第5条 条例第9条第1項後段の調査請求書の様式は、調査請求書（別記第5号様式）によるものとする。

2 条例第9条第1項に規定する請求代表者は、同項前段の規定により調査請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第6号様式）に前項に規定する調査請求書の原本又は写しを添えて提出するものとする。

3 前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者（区内に住所を有する満18歳以上の者に限る。）が代筆することができる。

4 請求代表者は、法第74条第7項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。

5 条例第9条第1項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、次条及び第7条の規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

(調査請求の却下に係る要件)

第6条 条例第9条第4項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為に係る事項でないとき。
- (2) 調査請求の際、現に議員でない者に係る事項であるとき。
- (3) 調査請求の際、現に条例第10条第1項の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項であるとき。

(政治倫理基準の違反行為に対する措置)

第7条 条例第12条第1項の必要と認める措置は、次に掲げるものとする。

ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長による注意
- (2) 本会議、委員会等の一定期間の出席停止勧告
- (3) 議長、委員長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

(審査結果の公表等)

第8条 条例第13条に規定する審査結果の概要の公表は、江東区議会ホームページ又はこうとう区議会だよりへの掲載により行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

年 月 日

兼業報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私は（自ら事業を営むこととなった・法人役員等に就任した・年
月 日付で報告した内容に変更が生じた）ので、江東区議会議員政治倫理条
例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

法人等について

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

（注）自ら事業を営んでいるときは、法人等の名称の欄にその職業名を記入してください。

年 月 日

請負状況等報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、江東区議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対 象 と す る 役 務、物件等	契約金額（単価契約 である場合は契約金 額及びその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額
支払いを受けた総額			

（注）契約金額及び昨年度に支払を受けた額の欄には消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

請負状況等訂正届

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、江東区議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年 月 日

閲覧請求書

江東区議会議長 殿

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第8条の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

請求対象となる議員の氏名	
閲覧を請求する報告書等	
閲覧の目的	(具体的に記載してください。)

年 月 日

調査請求書

江東区議会議長 殿

調査請求代表者

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり調査を請求します。

調査請求対象となる議員の氏名	
違反行為の内容	
違反根拠となる政治倫理基準の条項	

- (注) 1 この調査請求書には、当該違反行為に係る資料を添付してください。
- 2 この調査請求書には、署名簿（別記第 6 号様式）を添付してください。

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

署 名 簿

江東区議会議員政治倫理条例第 9 条第 1 項の規定による 年 月 日付別
添調査請求書（別記第 5 号様式）の趣旨に賛同し、署名します。

また、江東区議会議長が江東区選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人
名簿に登録された者であることの確認を求めることについて、同意をします。

番号	署名年 月日	氏名	住所（江東区 より後）	生年月 日	代筆者の氏名・住所・ 生年月日

- （注） 1 署名簿には、各署名簿に通じる一連の番号を付してください。
- 2 署名する方は、自署願います。署名ができない場合、江東区議会議員政治倫理条例施行規程第 5 条第 3 項の規定により、区内に住所を有する満 18 歳以上の方が代筆することができます。

江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する外部有識者からの意見

増田 亨

本検討会では、汚職防止対策等検討会での協議を踏まえ、政治倫理の明文化や議員の倫理意識の向上への取組について検討してきたものだが、条例案では、公正な職務を妨げる不当要求や人権侵害のおそれのあるハラスメント行為をしないことなどを議員が守るべき政治倫理基準として明確に位置付けている。

また、政治倫理違反の調査請求に当たっては、調査事案の審査に対する客観性や公正性、透明性の確保が図られていることなどを鑑み、本条例案に対して、問題点は見当たらない。

今後も議員一人ひとりが、区民の厳粛な付託を受けた区民全体の奉仕者であることを深く自覚し、議会活動に取り組んでいただきたい。

中山 由紀

本条例案は、現職議員の逮捕に端を発して検討されてきたものだが、政治倫理基準が明確に示され、兼業や請負の報告義務、調査請求制度など、内容については十分なものと考えている。

一方で、議員が逮捕されたのは令和4年7月であり、議員の信頼を失墜させる大きな出来事だったことも思慮すると、もっとスピード感を持って進めるべき案件であった。

今後、最も重要なことは、議員一人ひとりが区民全体の奉仕者として、人格、倫理の向上に努め、不正を働くことのないよう、条例で制定した政治倫理基準を遵守することである。

条例の制定を機に、議員個人の意識向上だけでなく、今一度、区議会、会派全体として、不正は許さないという風土の醸成に取り組んでいくことを期待したい。

江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する区民意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和7年2月1日（土）～2月21日（金）
 (2) 周知方法 区議会だより・区報（7年2月1日号）、区議会ホームページ
 (3) 閲覧場所 区議会事務局、区議会ホームページ、こうとう情報ステーション

2 意見の提出者数等

提出者	項 目	提 出 方 法				
		持 参	郵 送	F A X	メール	LoGo フォーム
6 人	2 5 項目	0 人	0 人	0 人	1 人	5 人

【提出者の年代】 [10代] 1人 [40代] 2人 [50代] 1人 [60代] 1人 [不明] 1人

3 意見の概要と区議会の考え方

No	項目	意見の概要	区議会の考え方
1	第1条	「区民の信頼に応える」について、もっと本質的に大切な基本を書き込むべき。例えば、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し、市民に説明責任を果たさなければならないといったことを規定すべき。	第1条は本条例の目的について規定しており、議会及び議員は区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとしています。また、区民への説明責任については第3条第3項で規定しております。
2	第1条	議会及び議員に法令遵守を義務付けることを目的に挿入すべき。	第3条で議員は区民全体の奉仕者として、区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、法令、条例等を遵守して活動しなければならないと規定しております。
3	第2条	・区民に対する議員の説明方法を明記すべき（説明の公開の仕方）。 ・議会義務として議員に法令遵守と政治倫理向上に向け努めさせることを明記すべき。 ・区民の信頼に応える基準（議会と議員がすべきこと）を明記すべき。 ・議会の政治倫理を著しく毀損した議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第2条では区民への説明責任を、第3条では法令遵守を規定しています。また、第5条では議員が遵守すべき事項の政治倫理基準を列挙しています。なお、政治倫理違反の必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

4	第3条	・ 3 項の説明責任方法を明記すべき（例：委員会で証言等）。 ・ 議員が出資する企業団体の出資割合を議会及び区民への開示義務を明記すべき。 ・ 議員が役員に就く企業団体名称を議会及び区民へ開示する義務を明記すべき。	第3項に議員の責務として、説明責任を果たすことを規定しており、第11条では、委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。また、兼業報告等の対象は検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を、第8条では報告書の閲覧について規定しています。
5	第4条	・ 区民に法令遵守を求める文言を追記すべき。 ・ 2 項に区民による議会への説明方法を明記すべき（最低基準＝例：委員会で証言等）。	第4条は法令等のもとより、議員が政治倫理基準を遵守するためには区民の協力も不可欠であることから、議員に対して不正を行わせるような働き掛けをしないこと等を区民の役割として規定したものです。また、第11条第2項において、委員会の審査における関係人に対する事情聴取等の調査について規定しています。
6	第5条	・ 区民への信用失墜行為についても、政治倫理違反に加えるべき。 ・ 議場、委員会でのヤジ行為、品位の欠ける言動も政治倫理違反の対象とすべき。	第1号に議員は区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為、又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないことを規定しています。また、江東区議会会議規則において、議事の妨害となる言動は禁止されており、会議中の規律に関する問題は議長か委員長の秩序保持権に基づき定めることになります。
7	第5条	議員の地位の影響力を利用したハラスメント行為は断じて許されるものではなく、パワハラ、セクハラも含めて明確に禁止すべき。江東区議会は、区民、区職員の人格を尊重することにより、あらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、条例を制定すべき。	第5号に議員は権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせや圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことと規定しています。ここで規定しているハラスメント行為は、パワハラやセクハラなども含め、全てのハラスメント行為に及ぶものになります。

8	第5条	・法令遵守を明記すべき。 ・説明責任方法の最低基準（例：議会等での証言）を明記すべき。 ・1項(5)の「人権侵害のおそれのある」を削除すべき（ハラスメントそのものが人権侵害）。 ・1項(6)に議会質問・記者会見を追記すべき。 ・2項を「事実があるとの訴えが議会に陳情、又は請願で提出された時」へ変更すべき。	第5条は本条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を政治倫理基準として列挙したものです。また、第11条では委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。なお、条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりといたします。
9	第5条	以下のことを追加すべき。 (2)契約に関わる項目に、議員が関わる団体や親族への指定を禁止することを加える。 (4)公職選挙法違反の行為の禁止を「権限や地位の…」の項目に記す。 (5)セクハラ、パワハラについても具体的行為として記す。	第2号は議員の権限を利用して契約等の有利又は不利な取り計らいをしないことを規定するものであり、契約等の禁止を義務付けることは法律上できません。また、第3条では法令遵守することを規定しています。第5号のセクハラ等については、No.7の考え方と同じです。
10	第5条	SNS上で特定の個人に対してではなく、不特定の集団（例えば、在日外国人や性的マイノリティ）に対する差別的な言動を行うことは、5条1項5号又は6号に反すると理解してよいか。	第6号では議員はSNSによる差別的な言動なども含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。
11	第5条	区政報告会において、一般参加者が差別的な言動をした場合に、主催者である議員がそれを制止しないことは5条1項6号の「第三者をして同様の行為をさせないこと」という基準に反すると理解してよいか。	第6号では他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為を議員本人だけでなく、第三者にも議員が誘導して同様の行為をさせないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。

12	第5条	第6号について、公費で作成する広報紙等の媒体においても議員による過度な個人のアピールはしないよう追記すべき。	第6号では議員が作成する広報紙等も含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりいたします。
13	第6条	・ 本条を（請負の制限と兼業報告）とすべき。 ・ 2項兼業及び請負の制限と兼業報告義務の適用は条例施行から遡って適用とすべき。	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しています。また、報告義務の適用に当たっては、条例施行日時点における議員の状況により判断いたします。
14	第6条	6条1項1号の読み方は、「請負をする主として」（請負を行う者として）収益事業を営むものを指すということによいか。「主として収益事業を営む」（専ら収益事業を営む）とも読めるので、明確にすべき。	読み方としては後者になります。区に対して請負があり、主として収益事業を営んでいる議員や、当該議員が役員等の職に就いている法人などが兼業報告の対象とすることを規定しています。
15	第6条	請負等の報告義務について、以下の(1)～(4)の法人も対象に加えるべき。 (1) 議員の配偶者が当該会社の代表取締役である場合 (2) 議員が当該会社の100%株主である場合 (3) 議員が当該会社の親会社の役員である場合 (4) 議員が当該会社の下請業者又は再委託業者の役員である場合	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しているため、原案のとおりいたします。
16	第6条	6条及び7条の報告義務を長期にわたり怠った場合は、当該議員に対し、何らかの罰則を適用することを検討すべき。	兼業及び請負の報告は、議員から議長に行うものであり、本条例で議員に課せられた義務となります。新たに罰則を設けることは考えておりませんが、当該議員が故意に報告義務を怠るといった行為は、条例違反となりますので、必要な措置が講じられることが想定されます。

17	第9条	「区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって」という要件が厳しすぎる。区民1人からの請求でも認めるべき。	調査請求の人数については、他自治体の状況や本区の人口等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。人数に一定の条件を設けたのは、請求の濫用を防ぐためです。
18	第9条	請求人数1,000人以上というのは要件が厳しすぎる。区民一人の訴えでも真摯に対応すべきである。	同上の考え方となります。
19	第9条	・調査請求基準を有権者100人以上とすべき。 ・議員の10分の1とすべき。 ・5項の調査請求をできる期間は区議会議員の任期中とすべき。	調査請求の人数については同上の考え方になります。また、第5項の調査請求の期限に当たっては、検討会での議論を重ねて決定したものであり、原案のとおりといたします。
20	第10条	・第三者を加えた政治倫理審査特別委員会の設置へと変更すべき。	政治倫理審査特別委員会の設置については、地方自治法における附属機関の設置に対する解釈等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。なお、第11条第6項に参考人に出席を求めることができると規定しています。
21	第11条	・調査及び審査の開始期限を明示すべき（例：設置から30日以内）。 ・2項の関係人を「区民を含む関係人」とすべき。 ・3項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・4項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・5項報告期限を180日以内へ変更すべき。	委員会の審査に当たっては、他自治体の状況等も踏まえて、審査を委員会に付託した日から60日以内に審査結果を報告するように努めると規定しています。なお、同条の関係人は区民も含まれます。
22	第12条	・議会に対する区民の信頼回復方法を明記すべき。議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第12条は議会の措置として、議員が政治倫理基準に違反したと認められる場合は、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要な措置を講じることを規定しています。なお、必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

23	第12条	政治倫理違反の区議会議員は辞職勧告に強制力を持たせるべき。	議会の必要な措置として、当該議員に対し辞職勧告を決議することはありえますが、辞職勧告に法的拘束力を持たせることはできません。
24	その他	議員を対象とした政治倫理に関する研修会を毎年開催すべき。	本区議会では、議員個人の倫理意識の向上や条例への理解を深めるため、令和5年度、6年度に政治倫理に関する研修会を実施しています。今後も必要に応じて開催してまいります。
25	その他	江東区の政治を巡る一連の不祥事で、江東区民の区政、区議会議員、区選出の議員（都議、国会議員含む）への不信感は強まっている。江東区を巡る政治不信の一掃を目指して、実効性のある政治腐敗防止条例にすべきである。 「職員が議員に対応する際は複数人で行動することや記録を残す」といった規範を策定し、徹底していくことも必要である。	江東区では令和5年5月に、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」を定めており、議員も含めた一定の公職にある者等からの不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図っております。なお、職員が一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当すると思料される要求等を受けたときは、記録票を作成し、区長・副区長へ報告するなど、適切な対応を図ることになります。